

外国人介護留学生奨学金等支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会は、山口県からの委託を受け、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生を受け入れる県内の介護施設等に対し、学費などの経費を助成することにより、留学生の受入れ、就学・就労等が円滑に行われ、もって、外国人介護人材の確保が行われることを目的とし、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下、「規則」という。）を準用し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

ただし、規則を準用するにあたっては、「山口県」、「県」とあるのは「社会福祉法人山口県社会福祉協議会」と、「知事」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(助成の対象及び助成額)

第2条 助成の対象は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある、県内の介護福祉士養成施設への入学を前提とした県内の日本語学校在学生及び県内の介護福祉士養成施設在学生（以下「留学生」という。）に対し学費や居住費を給付する、県内で所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等（以下「介護施設等」という。）とする。

2 助成金の交付額は、別表1に定める助成金対象経費の基準額の1/3の範囲内において社会福祉法人山口県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 介護施設等が留学生に対して学費や居住費を給付したものの、当該学費や居住費が介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に給付された助成金を返還させるものとし、介護施設等から社会福祉法人山口県社会福祉協議会への返還額は、留学生から介護施設等に返還された額の1/3とする。

4 留学生が類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。

(申請書の様式等)

第3条 助成金申請書は、外国人介護留学生奨学金等支援事業交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、会長が別に定める日とする。

2 その他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（第2号様式）
- (2) 所要額明細書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 第1条の規定により準用する規則第8条第1項ただし書の別に定める軽微な変更は、助成金の額に変更を生じないものであった次に掲げる変更とする。

- (1) 経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費の配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、助成目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

(変更の承認の申請)

第5条 第1条の規定により準用する規則第8条第1項ただし書により会長の承認を受けようとする場合は、外国人介護留学生奨学金等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 第1条の規定により準用する規則第11条の規定による実績報告は、外国人介護留学生奨学金等支援事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について代表理事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日、又は助成金の交付決定があつた日の属する年度の3月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績額精算書（第6号様式）
- (2) 実績額明細書（第7号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の請求)

第7条 第1条の規定により準用する規則第12条の規定による通知を受けた事業者は、助成金を受けようとするときは、外国人介護留学生奨学金等支援事業交付請求書（第8号様式）及び振込口座申出書（第9号様式）を会長に提出しなければならない。

(事業完了後報告)

第8条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、第10号様式により速やかに、事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を社会福祉法人山口県社会福祉協議会に納付しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

	助成上限額			助成対象期間
	対象経費	基準額	助成率	
日本語学校	・学費	年額600,000円以内	基準額の 1/3	1年以内
	・居住費	年額600,000円以内（※）		
介護福祉士養成施設	・居住費	年額600,000円以内（※）	基準額の 1/3	正規の修学期間 (2～3年)

(※) 介護施設等が介護人材の確保に向け積極的な支援を実施した場合は、入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月額5万円まで基準額に加算する。